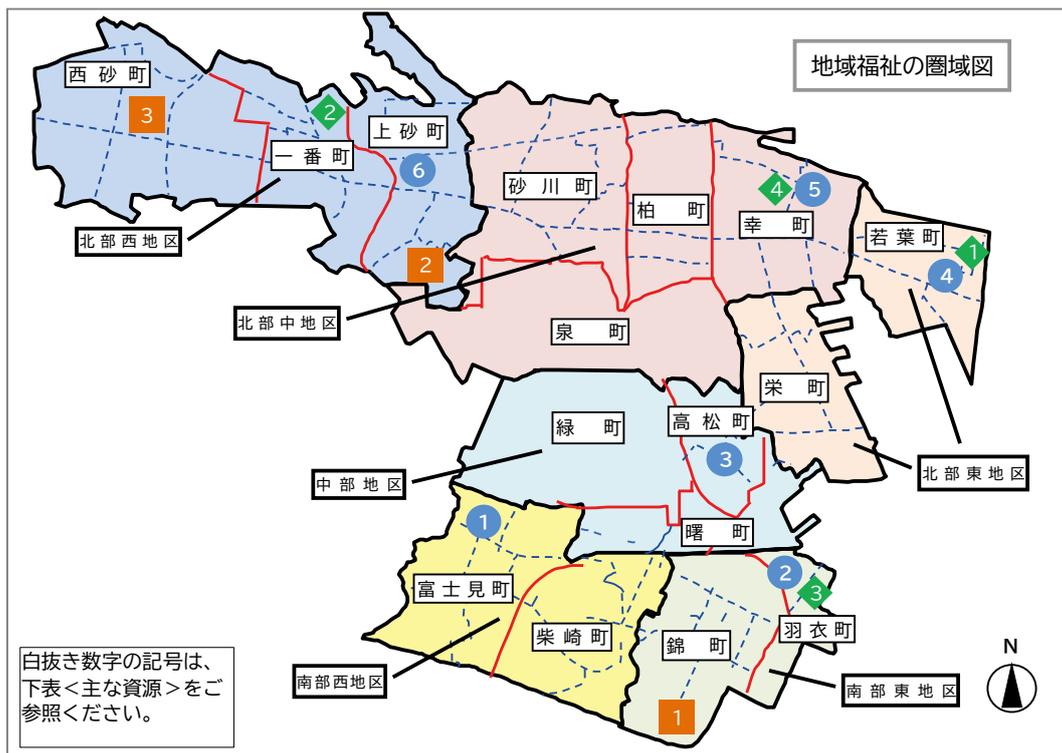


第2章 目標達成のための推進事項

- 理念に示す、「一人ひとりが共に生き、しあわせ広がる立川～やさしいつながりのあるまちをつくる～」に求められる“まちづくり”の実現には、一人ひとりの地域住民の協力が不可欠であり、市民の理解と主体的な参加、協働が必要です。
- 市は、計画に掲げた各推進事項を、地域で生活する市民の立場でより深くとらえていくとともに、関係機関・団体との連携を十分に図りながら、実行していきます。

第1節 計画を実行するための日常生活圏域の考え方

- 立川市では、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域を、地域の特性などにより区分し、中規模な地域福祉活動の基礎単位を6圏域としています。
- 日常生活圏域は、地域包括支援センターと、地区民生委員・児童委員協議会、子ども支援ネットワーク、地域福祉コーディネーターの担当エリアが一致しており、地域福祉の推進を進めるにあたり、効果的な連携体制をとることができます。
- 一方、「立川市都市計画マスタープラン」では、「地域」を特性により区分した中規模の広がりとして5地域、「地区」を中学校区域程度の広がりとして10地区としています。
- 地域福祉を進める上では、6圏域を基本としつつ、地域の生活課題や実情に応じて、「立川市都市計画マスタープラン」における「地域」や「地区」、または、自治会連合会支部や町などの単位や、学校、地域学習館、学習等供用施設などの施設ごと、あるいはより小さな単位の自治会や班などの近隣基盤の力による小地域の活動などで重層的、かつ柔軟に対応していきます。
- また、現日常生活圏域の第5地区（北部中）と第6地区（北部西）については、近年人口、世帯数が増加している地区であるとともに、ひとつの圏域が広すぎるといった意見があります。第2地区（南部東）や第3地区（中部）では、セキュリティの高い高層マンションが増えており、見守りや安否確認が困難である等、それぞれの圏域で違った傾向、課題を抱えています。圏域の数も含め、そのあり方については、今後、市全体を見渡した中で、検討していく必要があります。



< 6つの日常生活圏域 >

- 1 南部西地区（富士見町・柴崎町）
- 2 南部東地区（錦町・羽衣町）
- 3 中部地区（曙町・高松町・緑町）
- 4 北部東地区（栄町・若葉町）
- 5 北部中地区（幸町・柏町・砂川町・泉町）
- 6 北部西地区（上砂町・一番町・西砂町）

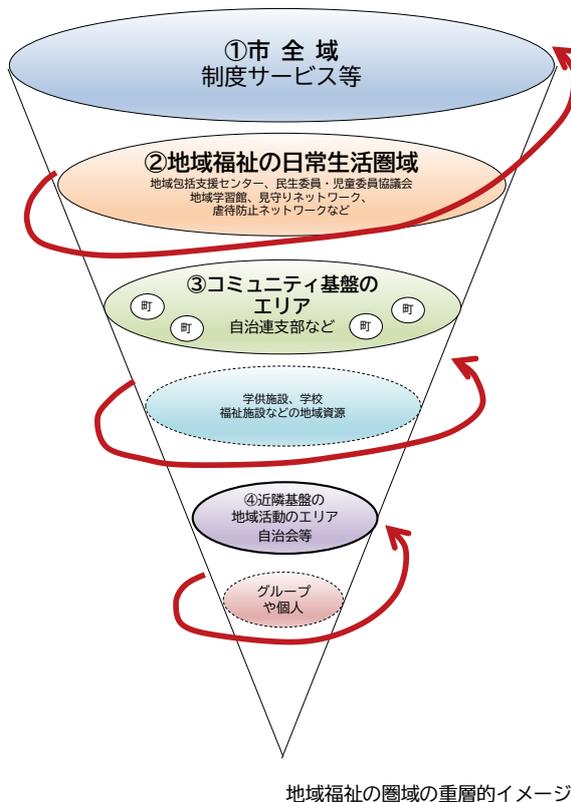
*地域包括支援センター、民生委員・児童委員協議会のエリアに一致させています。

< 主な資源 >

- ① 南部西ふじみ地域包括支援センター
- ② 南部東はごろも地域包括支援センター
- ③ 中部たかまつ地域包括支援センター
- ④ 北部東わかば地域包括支援センター
- ⑤ 北部中さいわい地域包括支援センター
- ⑥ 北部西かみすな地域包括支援センター
- ① にしき福祉相談センター
- ② かみすな福祉相談センター
- ③ にしすな福祉相談センター
- ① 地域福祉アンテナショップ BASE☆298
- ② 地域福祉アンテナショップ にこにこサロン
- ③ 地域福祉アンテナショップ はねきんのいえ
- ④ 地域福祉アンテナショップ スマイルキッチン

地域福祉の圏域と主な資源

	エリアの範囲	内容	主な資源や組織
①	市全域	市の基本的な行政サービスが及び範囲で市内全域	市役所、総合福祉センター、立川市子育て支援・保健センター（はぐくるりん）、社会福祉協議会、基幹相談支援センター、自立支援協議会等
②	地域福祉の日常生活圏域	地域の包括的ケアのネットワークづくりを進めるエリア。6つのエリアが含まれます。	地域包括支援センター、福祉施設、民生委員・児童委員地区協議会、地域学習館、子ども支援ネットワーク、地域福祉アンテナショップ等
③	コミュニティ基盤のエリア	町を構成要素とした自治会連合会支部のエリア。12のエリアがあります。	自治会連合会各支部、小中学校、学習等供用施設、青少健、PTA等
④	近隣基盤の地域活動のエリア	地域における自主的な活動が行われるエリアですが、自治会、老人会、商店会、ボランティア団体等さまざまな活動が行われています。さらにこの中には、自治会の班や近所づきあいなど近隣基盤の関係が含まれます。	自治会、老人会、ボランティアグループ、支えあいサロン、集会所等

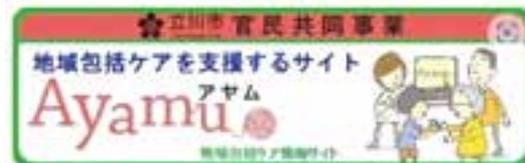


地域包括ケアを支援するサイト Ayamu (アヤム)

官民連携の一環としてカシオ計算機株式会社が提供しているAyamu (アヤム)のサイトでは、市民、介護をしているご家族向けに情報を公開しています。

介護保険事業所や通いの場、相談機関やイベント情報等、会員登録不要で、目的やご自宅からの距離でも検索できます。

様々な通いの場や自費サービスと介護保険サービスを組み合わせた生活を組み立てること等にご利用ください。



「地域生活課題」とは

福祉サービスを必要とする住民とその世帯が抱える

- ①福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題
- ②地域社会からの孤立の課題
- ③あらゆる分野の活動に参加する上での課題をいう。

「地域住民等は、地域福祉の推進に当つては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。」（社会福祉法第4条第3項）

第2節 推進事項と重点推進事項



1 地域共生社会の実現

を目指した地域づくりを進めます

現状と課題

- ◆社会構造や人々の暮らしの変化・多様化を踏まえ、誰もが役割を持てる地域共生社会の実現に向けた取組が求められています。
- ◆コロナ禍以降、物価高騰等社会状況の変化で、望まない孤独と孤立は一層深刻な社会問題となりました。地域のつながりや安心して支援が求められるしくみ等、誰もが取り残されない地域づくりを進める必要があります。
- ◆多様性を認め合い、互いに地域で関わり、人間関係、社会関係の基盤を形成していくための福祉教育や取組が求められています。
- ◆制度や分野を超えて多様な主体が参画し、人と人や、人と資源がつながる多世代交流や多文化交流、居場所等の取組が求められています。
- ◆地域生活課題の解決には、社会福祉法人の地域貢献活動や民間企業の社会貢献活動等に期待が寄せられています。

取組の方向性

- 誰もが尊厳と誇りを持って暮らすことができるよう、認知症に対する知識と対応や、立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例、立川市多文化共生都市宣言等を普及・啓発し、誰もが尊重される差別のない地域づくりに向け働きかけを行います。
- 地域住民や関係機関、民間事業者等との協働により市民の活躍の場を創出し、様々な人が、その人に合った活動への参加や居場所等を選べる環境整備や、参加する人の知識や経験を生かせるしくみづくりを進めます。
- 地域や学校等で子ども、若者の内から誰もが社会で生きていくために必要な社会政策の知識や活用方法を学ぶ機会を提供するとともに、多様な生き方を認め支え合う地域共生社会の実現に向けた、周知・啓発を進めます。
- 地域住民が主体となって地域生活課題を把握し、福祉分野を超えて様々な関係機関との連携により、解決が図れるよう環境を整備します。
- 立川市社会福祉法人地域貢献活動推進ネットワーク（ふくしネットたちかわ）等地域ネットワークを生かし、様々な地域生活課題の共有と解決に取り組みます。

★重点推進事項

「地域福祉コーディネーター」による地域活動支援

- 「地域福祉コーディネーター」は、地域の様々な団体（自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人等）の活動情報を収集し、地域住民の相談に応じて必要なサービス、機関等につなげるとともに、地域の団体によるゆるやかなネットワークを構築するほか、地域生活課題の早期発見に努め、そのネットワークを活用して地域住民自らの力による地域生活課題の解決を支援していきます。
- 高齢者・障害者・児童等対象別の支援の枠組みだけでは解決しないと思われる課題を扱う際も、その先に「住民福祉活動の推進」「地域づくり」「人のつながりづくり」を見据えて取り組み、制度やサービスの狭間の声を集めます。
- 相談に応じて、多様な居場所と活躍の機会を創出するとともに、地域で活動する担い手の発掘や支援を行います。
- 福祉分野に限らず防災、環境、子育てや教育等、市行政全般にわたり、市と協働しながら活動し、社会福祉協議会の持つネットワークや地域資源を活用しながら地域づくりを進めていくとともに、福祉以外の領域とも連携し協働のまちづくりを進めます。
- 中長期的な視点を持ち、各日常生活圏域の地域生活課題を市全体の課題や施策に引き上げていきます。

地域福祉コーディネーターの役割

1. 地域生活課題の早期発見・対応
2. 制度やサービスの狭間の声を集める
3. 地域の課題解決力を高める住民福祉活動の推進
4. 多様な居場所と活躍の機会を創出する
5. 狭義の福祉領域にとらわれずに協働のまちづくりを進める
6. 日常生活圏域の課題を市全体の課題や施策に引き上げる
7. 中長期的な見通しにたった地域づくり



さいわい町地域懇談会

幸町在住の方、幸町を拠点に活動する団体、施設の職員、幸町に関心のある方ならだれでも参加可能な懇談会です。幸町をより暮らしやすいまちにするためにどうしたら良いか自由に話し合ったり、地域の課題解決に向けて様々なイベントを開催したりしています。

これまで「防災講座」「自転車安全教室」「ごみ分別学習会」「認知症声掛け模擬訓練」「人がつながる幸町夜回り」「防災日帰りバス研修会（神田川・環状7号線地下調節地見学）」などを開催してきました。

令和6（2024）年度は、標識などが急に倒れて子どもがケガをしたニュースを受け、幸町の標識が腐食、劣化していないか、街路樹などでカーブミラーが隠れてしまっていないか、危険と思われる箇所はないか、メンバーで手分けをして幸町内を隅々チェックし、危険箇所を出し合いました。



2 「つらいときには助けを求めていい」

身近に相談できる体制をつくります



現状と課題

- ◆近い人ほど悩みを言えないものです。信頼できる人に「助けて」と声をあげられる環境を整える必要があります。
- ◆市民の身近な圏域で、様々な地域生活課題への相談に応じる体制づくりが求められています。
- ◆生活に困難を抱える状態になる前に早期に支援を受けられるような「予防的」な取組も求められています。
- ◆制度の存在を知らない、内容がよくわからない、書類を書けない・揃えられない、自分の状況をうまく説明できない、役所に相談に行く時間・余裕がないという人にとって、社会保障制度はセーフティネットとして機能していません。支援につながりにくい人への支援が課題です。
- ◆制度の狭間や複雑、複合的な課題を抱えた世帯の相談を、たらい回しにせず受け止め、多機関協働で連携し適切な支援につなげる重層的支援体制整備事業のさらなる充実が求められています。

取組の方向性

- 「支援を求めていい」ことの周知・啓発を行い、困った時には「助けて」と声をあげられる環境を整えます。
- 重層的支援体制整備事業における多機関協働事業の取組を通じて、一次相談窓口における相談支援者の、まずは相談を受け止める、その後、必要に応じてつなぐ意識、姿勢の醸成に取り組みます。
- 関係機関等の気づきにより、支援につながりにくい人や世帯の困り事が重度化する前に早期に適切な支援につながるよう取り組みます。
- 市、関係機関等との顔の見える関係のもと、連携を強化しネットワークを生かした切れ目のないチーム支援を行い、相談体制を充実させます。
- ICTを活用した相談支援等多様なあり方を検討し、生活に身近な場所で「まずは相談してみよう」と思える体制を構築します。



身近に相談できる体制づくり

(1) 専門職等のチーム支援による相談機能の向上

- 人々が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化しています。単独の相談機関では十分に対応できない課題がある人たちの相談に対して、本人・世帯の状況や困り事をまるごと受け止める、包括的な支援体制の構築に向け、令和4（2022）年度より重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。
- 複雑化・複合化した課題等に寄り添い的確に対応するため、制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートする多機関協働事業を担う相談支援包括化推進員を立川市と立川市社会福祉協議会両方に配置し、連携・協働しながら相談支援を実施しています。
- 相談支援包括化推進員は、単独ですべての相談を受け付けるということではなく、相談者本人のみならず、子育て、高齢・介護、障害、生活困窮等、世帯全体の複雑化・複合化したニーズを捉え、これを解きほぐし、生育歴などの背景も勘案した本質的な課題の見立てを行うとともに、様々な相談支援機関等と連携しながら、必要な支援をコーディネートしていきます。
- 相談支援包括化推進員は、高い専門性が必要となることから、社会福祉士等の相談支援にかかわる資格取得者や、福祉分野における相談支援機関での実務経験を有する等、関連機関と連携してチームで解決するためのコーディネートを行う主幹的な役割を担える人材を配置しています。
- 行政内部には、各種相談窓口が設置されています。近年では、障害者等の重度化・高齢化を見据え、きめ細かな相談や緊急的な対応が図れる地域生活支援拠点の整備や地域の中核となる「基幹相談支援センター」の設置、子ども家庭センターと児童発達支援センターの両機能を備える「立川市子育て支援・保健センター（はぐくるりん）」の設置等、各相談窓口のあり方にも変化が見られます。複雑化・多様化した地域生活課題に対して、単独の相談窓口では課題の解決に結びつけることが難しい場合には、行政内部の関連部課と連携して包括的な支援が行えるよう、庁内連携会議や重層的支援会議を開催し、専門職等のチーム支援による相談機能の向上を図ります。
- 専門職チームで継続的にかかるとともに、アウトリーチ専門員等による寄り添い型の伴走支援でつながり続け、適切な時期に必要な支援に入ります。

(2) 既存の相談窓口における一次相談の強化

- 市内には6か所の「地域包括支援センター」、3か所の「福祉相談センター」を設置しており、主に高齢者の相談を受ける機関として、介護保険の申請受付のほか、総合相談支援として家族の相談も受けています。
- 子ども・子育てに関しては「立川市子育て支援・保健センター（はぐるりん）」、障害に関すること等は「基幹相談支援センター」や「地域活動支援センター」、生活や仕事の困り事は「立川市暮らし・しごとサポートセンター」等、分野ごとに相談窓口はたくさんあるものの、どこに相談したらよいか分からないような制度の狭間の相談や、単独の相談窓口で全てを解決することができないような複雑で複合的な相談が増えており、窓口がどこか分かりにくくなっています。まずは、身近な窓口で様々相談し、最初に受けた相談窓口において、困り事を一旦受け止める体制を強化します。
- それらの窓口で受けた相談は、「相談支援包括化推進員」や「地域福祉コーディネーター」等との連携や行政のバックアップ体制により、世帯の困り事をまるごと受け止め、支援につなぐこととし、身近な窓口のどこに相談しても、たらい回しにせず支援につながるしくみや機能を充実していきます。



地域福祉アンテナショップ「スマイルキッチン」 出張児童館

幸児童館は、幸町でも南側に位置し、幸小学校の児童は利用しづらい場所にあります。そんな中、幸児童館から「地域に自分たちが出向いていく出張児童館」を行いたいと提案があり、幸小学校の近くにある地域福祉アンテナショップ「スマイルキッチン」で開催することになりました。回数を重ねるにつれて利用する児童が増えていきました。

出張児童館は児童が利用すると想定していましたが、地域情報誌「まちねっと」を見た乳幼児連れの母親も友人親子と一緒に利用されました。母親たちが市内の子育てひろばを点々と利用している実情がうかがえました。また、子どもが昼寝から起きた後の時間帯に利用する場所がない課題も浮かび上がりました。

児童館が活動範囲を広げたことで分かった困り事を地域で解決するために策を練っています。



(3) 「地域福祉アンテナショップ」での気軽な相談

- 何に困っているのか明確に表せない方でも、地域福祉アンテナショップでは、何気ない会話の中から困り事を受け止め、本人が望む適切な地域資源や専門窓口へつないでいきます。
- 安全・安心（気軽に・否定されない）な環境で、「一緒に考える」ことにより地域生活課題を把握するとともに、地域のネットワークを生かして解決方法を検討していきます。

(4) ICTを活用した相談

- どこに相談したらよいか分からないような一次的な相談の振り分け等については、チャットボット等のICTの活用を検討します。
- インターネットを活用して、制度の案内や申請等が行えるよう検討を進めます。
- 相談に行くことに困難を伴う場合も含め、もっと気軽に、LINEやメール等でも初回相談ができるしくみの検討を進めます。



地域福祉アンテナショップ「ココにこサロン」 かみすな包括出張所

高齢化の進む団地が立ち並ぶエリアにある地域福祉アンテナショップ「ココにこサロン」に、介護保険や終活等について気軽に相談できる機会として地域包括支援センターのスタッフが出張しています。

介護予防のために、脳トレドリルにチャレンジしたり、ミニ講座が催されたりもしています。ちょこっとボランティアの方が特技を活かして講師役を務めた折り紙講座は大盛況でした。

かみすな包括出張所の評判は、近隣住民を中心に、口コミで広がり始めています。困り事を小さな芽のうちに発見したり、地域でお互いに助け合う場にもなっています。



3 つながり・支えあいの充実に向け取り組みます



現状と課題

- ◆血縁、地縁、社縁という3つの縁では出会うことのなかった他人同士が、それぞれの関心事や、学ぶことを通じた出会いにより、新たな縁を築き始めることに期待が寄せられています。
- ◆「受け手」「支え手」という関係を超えて、すべての人々がつながり、共に地域をつくり支えあうことが求められています。
- ◆市民の気かけ合う関係性「つながり・支えあい」と、専門職等による伴走支援「寄り添い型の支援」が重なりあうことにより、地域におけるセーフティネットが充実することが期待されています。
- ◆多様な担い手の参画による地域活動の普及促進が求められています。
- ◆地域社会での市民同士の支えあい、助けあいが大切だと考えている人が多い一方で、地域活動・ボランティア活動に参加したいという気持ちがあっても「仕事や家事で忙しい」「参加のきっかけがない」等の理由で参加ができない市民が数多くいます。
- ◆個人と地域・社会とのつながりが強まり、地域住民と支援関係機関等が相互に協力し、様々な地域生活課題に対応する支援が包括的に提供される体制、社会的包摂が実現されるための体制、基盤づくりが求められています。

取組の方向性

- 誰でも、地域社会やコミュニティに参加するための様々なルートがあり、自ら選択し他者や社会とつながる機会を得ることができる環境を整備します。
- 地域活動に参加する市民が人との関わりや役に立つことで生きがい等が生まれ、市民同士の自治や支えあいの意識が醸成されることを目指します。
- 地域住民の見守りや支え合い活動から、支援の必要な人に気づき、地域資源や専門窓口につながるしくみを構築します。
- 市民、NPO法人、社会福祉法人、民間企業等の多様な担い手が地域活動に参画しやすくなるよう各種取組を促進させます。
- 簡単なことから参加でき、地域とつながれるしくみづくりに取り組みます。
- 市民同士が世代や分野を超えて出会い、互いを知り合う場や互いに学び合う場等をつくり、地域で多様且つ多世代がつながる地域活動が普及促進されるよう環境整備に取り組みます。

★重点推進事項

つながり・支えあいの充実

(1) 地域で互いに気にかける関係性の構築

- 地域支えあいネットワークのちょっとしたボランティアや認知症サポーター、ファミリー・サポート・センター事業等の各種ボランティア活動や、自治会活動、支えあいサロン等の地域活動を推進するとともに、活動を通じて知り合った人同士で互いに気にかける関係性を構築していきます。
- 自然と人が集まっているような場所、図書館、公園、銀行、個人商店、スーパー、コンビニエンスストア等は、地域でつながる拠点として捉え、従業員等に認知症サポーター養成講座の受講を進める等、地域をゆるやかに見守る取組を進めます。
- 地域見守りネットワーク事業の協定締結団体等の協力により、日頃の業務や活動の中での気づきを市に情報提供いただくことで、市民の見守り活動を推進し、困り事のある市民に必要な支援につなげていきます。



小学生向けの認知症サポーター養成講座

立川市立小学校に通うすべての4年生に向けて、地域包括支援センターが「認知症サポーター養成講座」を実施しています。実際に地域の中で、道に迷って公園で佇んでいる認知症高齢者に小学生が声かけをしてくれたことで、地域包括支援センターにつながり、無事に自宅に帰ることができたこともありました。

地域包括支援センターの職員がお礼を伝えると、児童たちは「僕たち認知症サポーターだから！」と誇らしげに話してくれました。地域の見守り・支え合いが年代を問わず広がっています。



(2) 地域で、人と人、人と機会をつなぐ活動者の充実

- 孤立のないまちを実現するために、誰もが役割と出番をもち活躍できる地域をつくとともに、地域で、人と人、人と機会をつなぐ活動者を増やし、支え合いの活動を充実させ、地域が支援の必要な人に気づいてつなぐことができる体制づくりに努めます。
- 民生委員・児童委員や地域福祉コーディネーター等の活動を支援し、地域を見守り、何気ない会話から困り事をキャッチし、地域資源や専門窓口へつなぐ機能の維持向上に努めます。
- 外国人も含めた多様な人や、子どもを中心に据えた取組等、多文化・多世代の人が「おいしい・たのしい・うれしい」と気軽に集い、つながれる機会を創出し、多様で、子ども・若者を含めた多世代に助け合いの気運が醸成され、活動者が増えることを目指します。
- 「つながらなくてはいけない」という義務感のようなわずらわしさではなく、「つながりたいときにはつながることができる」やさしいつながりのあるまちを目指し、自身の生き立ちや背景、事情を明かさなくても「歓迎される」「感謝される」誰にも開かれた安心できる居場所づくりや、ただそこに居るだけでもいい役割・活動、ICTを活用したつながり等、様々なつながりによる支え合いの取組が生まれる環境づくりをするとともに、行政があらゆる形で支援を実施することで活動者を増やしていきます。



小学校でのボランティア活動

思いやりをもち、豊かな心を育てる教育活動に賛同した保護者や地域の方、高校生が協力して、市内小学校でボランティア活動を行っています。色々な世代の方が子どもたちとの交流を通して、互いを認め合い、誰にでも役割があることを実感しています。朝のあいさつ運動に参加しているボランティアの方は「子どもたちに会いたい」と、毎日15分間、校門の前でのあいさつを通じて子どもたちと交流しています。

自身の体調や天候に応じてお休みするなど、無理せずマイペースに活動しています。学校を拠点に、地域で子どもを見守り、育てるボランティア活動が広がっています。



4 地域活動の担い手を支援します



現状と課題

- ◆80歳代でも働きたいと思う高齢者が増えていること等から、地域活動を担っている人の高齢化や担い手不足、人材不足などが起きています。
- ◆コロナ禍では、人と人との接触機会が制限されたため、地域人材の掘り起こしが滞り、地域の担い手不足は一層深刻となりました。
- ◆市民の地域福祉活動への参加を促す環境整備や、地域生活課題に取り組む地域住民を、様々な手段で支援していくしくみの構築が求められています。
- ◆誰もが役割と出番を持ち活躍できる地域づくりが求められています。
- ◆活動の場に参加しようと思ったときに、参加先の雰囲気があると安心できるとの声があります。
- ◆参加する人を増やすために、年齢、職業等の違いや地域への関心の度合いが、人それぞれ異なるということへの理解や配慮が求められています。
- ◆地域福祉を推進する人材の養成が求められています。

取組の方向性

- ボランティア団体、NPO法人、自治会、民生・児童委員や市民による地域活動等が維持・継続されるよう、支援のあり方を検討するとともに、市民の自主的な活動と公共的サービスの連携について検討し住民の参加促進に努めます。
- 市、社会福祉関連団体だけでなく、民間企業等からも担い手への支援が得られるよう協働のしくみを検討します。
- 活用できる人材、モノ、資金、情報等を共有することによりバックアップするしくみを検討し、団体等を支援します。
- 地域懇談会や勉強会、講座等を開催し、地域住民と地域生活課題の共有を図り、その解決策を共に検討していくことで、地域福祉推進への主体的な参加が促進されるよう取り組み、地域の担い手の発掘を図ります。
- 得意分野や可能な時間帯で地域活動に参加できるよう、情報提供やマッチング等の工夫を検討します。
- 福祉・保健医療分野で就労していたOB等に働きかけ、地域活動に参加することにより地域活動を支援できるよう取り組みます。

★重点推進事項

地域活動の担い手支援

- 担い手不足の課題解消に向けては、地域活動の輪を広げるとともに、課題意識を持ち、「私にもできそう」と行動に移して共に活動することができる人や機関の発掘、協働の機会を増やすための取組を進めます。
- 協働のあり方については、従来の「ボランティア」や「地域活動」だけでなく、「多様なはたらき（仮）※」のようなバリエーションを増やす検討を進めます。
- 誰もが役割と出番を持ち活躍できる地域をつくっていくために、地域福祉活動を行う団体や地域住民の活動が持続可能なしくみとなるよう、団体等と意見交換をしながら、支援者を支援していく取組を進めます。
- 多様な企業や商業、農業、文化、芸術、教育等の、福祉領域に限らない分野との連携を進め、参加のスタイルや居場所のバリエーションを広げる検討を行い、企業や事業所等と連携したコミュニティづくりを展開し、まち全体の活性化や多様なつながりの創出となるよう取組を進めます。
- 市民や様々な地域資源の力を発揮しながら、「自助」「互助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、市と市民、関係機関、事業者、企業等が協働しながら支えあう地域づくりを進めることができるよう、市の役割を明確にして支援します。 ※多様なはたらき（仮）：雇用契約にとらわれない地域での多様な役割や機会



ふくしネットたちかわによる社会参加支援

市内社会福祉法人の地域貢献活動推進ネットワークである「ふくしネットたちかわ」では、社会的に孤立している方へ、社会参加や職業体験の機会を提供しています。「施設内の清掃活動」など、「これならできそう」という、挑戦の第一歩となるような活動です。見学、面談、体験を行いながら希望者にあった内容に調整しています。

例えば、ひきこもりがちで昼夜逆転していた方が、活動をきっかけに同法人内で、就労につながった例もあります。活動を通し、自分の得意なことを見つけていくことで、当初の目標であった「生活リズムを整える」だけでなく、「働いてみたい」という新たな目標に向け前向きに活躍されています。



5 「わたしにもできそう」一人ひとりのできることを 活かし、みんなが活躍できる場をつくります



現状と課題

- ◆地域住民が集う、世代や分野を超えた多世代・多機能型の拠点、活躍の場が求められています。拠点づくりには、既存施設等の活用も必要です。
- ◆一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくには、支えられるだけではなく、何か役割を担いたいという希望もあります。
- ◆それぞれができることや得意を生かすほか、その人がそこにいるだけでもいいような居場所も求められています。
- ◆就労に困難を抱える人への横断的な支援のあり方が求められています。
- ◆活躍の場をつくっていくためには、持続可能なビジネスとして地域で様々な資源を生かし、新たな「多様なはたらき（仮）※」の場も含め、仕事をつくるという視点も必要です。
- ◆民間事業者等との連携による活動の場の創出が求められています。

※多様なはたらき（仮）：雇用契約にとられない地域での多様な役割や機会

取組の方向性

- 地域福祉アンテナショップをはじめとして、様々な地域資源を有効に活用した市民の活躍の場や拠点づくりを進めます。
- 生活での困り事を抱えていたとしても、「支え手」「受け手」という関係を超えてそれぞれの得意や個性を生かせる出番や役割が生まれる場や、ただそこにいるだけでもいい居場所などもつくっていきます。
- 多世代、多文化等、多様な活動の場や拠点を創設し、人それぞれの多面性を生かした取組を進めます。
- 福祉以外の分野とも連携し、様々な課題を抱える市民の就労や活躍の場の確保等を目的とした取組を進めます。
- 地域生活課題の解決に向けては、無償のボランティアや地域活動だけでなく、地域のさまざまな資源を生かした持続可能なビジネスを模索し、仕事を新たにつくるという視点での取組も進めます。
- 場所の活用等、民間事業者、企業とのコラボレーションにより活躍の場がひろがる取組を進めます。

★重点推進事項

「地域福祉アンテナショップ」の拡充

- 第4次地域福祉計画において「身近な場所でふらっと立ち寄れる、相談や交流、活動の場、地域福祉アンテナショップ設置事業」を掲げ、地域にある空き部屋や企業の空きスペース等を活用し、行政、専門職等の支援を基に地域住民主体の運営をベースとしたサロンやコミュニティカフェの実施等、地域住民主体の協働で進めました。引き続き、地域活動に参加するきっかけの場ともなるよう取り組みます。
- 全部型については、令和6（2024）年度末現在、北部西地区に「にこにこサロン」、北部東地区に「BASE☆298」、北部中地区に「スマイルキッチン」、南部東地区に「はねきんのいえ」の4か所を設置しています（31ページ参照）。全部型を各日常生活圏域にひとつ以上の設置を進めるとともに、開所日や時間の拡大についてはニーズに対応できるよう検討を進めます。また、「コミュニティ形成機能」と「地域生活課題解決機能」をあわせ持ち、また、重層的支援体制整備事業の参加支援の場としての機能も有する多機能拠点として、充実させていきます。
- 協働型については、福祉以外の分野との協働も進め、地域の実情にあわせて大小様々増やしていくとともに、全部型を核として協働型とのネットワークを強め、「ヒト・モノ・情報」が行き交うしくみを強化することで、住民主体の活動や地域活動団体等を支援し、持続可能な体制とします。



地域福祉アンテナショップ「BASE☆298」

「BASE☆298」は、100円以上を寄付するとキャスト（ボランティア）がお礼に飲み物を提供するカフェ形式の居場所です。キャストはシフト制で「家では一人なので誰とも話さないけど、ここに来るとおしゃべりができてとても楽しい」と高齢者の活躍の場にもなっています。また「カフェで働いてみたいけど不安がある」という若者の体験の場にもなっていて、優しくて世話好きなキャストとここに訪れる方々が、とても温かく迎えています。

頻繁にイベントも開催され、多彩な方たちが活動の成果を発表し、交流が広がっています。大人も子どもも集える、楽しいと思うことを一緒に考え、やってみることができる居場所となっています。



- 自身の生き立ちや背景、事情を明かさなくても参加でき、「社会」や「人づきあい」の安全地帯として、「歓迎される」「感謝される」「誰かを慮る」等安心・愛着をベースにしたコミュニティとします。人は誰も多面的、様々な人が出入りすることで「助けられるばかり」ではなく、自分らしく役割を発揮し、支える側にも支えられる側にもなり得る場づくりを進め、精神的なつながりを意識した居場所としていきます。
- 何気ないおしゃべりから、気になっていた近所の情報、どこに相談して良いか分からないことなどの相談先の情報が得られ、地域に身近な相談窓口とし、必要に応じ地域資源や専門機関につないでいきます。
- 身近な地域で体操グループに参加してみたい、何か地域で活動してみたい、ボランティア活動してみたい等、地域の情報がまとめて得られる、伝えられる「アンテナの機能」を強化し、情報の拠点にしていきます。
- ふらっと立ち寄れる、相談や交流、活動の場としてだけでなく、周辺地域が活性化するような取組を推進するため、全部型、協働型にとらわれない第3の地域福祉アンテナショップのあり方を検討します。夕方や早朝のニーズへの対応や、様々な形態の地域福祉アンテナショップのあり方を検討し市民にとって有益な機能を充実させます。

「地域福祉アンテナショップ」名前の由来

立川市第4次地域福祉計画の策定作業時に開催した地域懇談会の場で、参加者から立川駅南口にあった「農産物直売所と姉妹都市アンテナショップ」を例示され、「通りに開かれていて、誰に対しても歓迎ムードがあり、ふらりと入りやすい」という趣旨で提案がありました。「広く地域にアンテナを巡らせる拠点」というイメージを持ってもらいやすいため、「地域福祉アンテナショップ」に決定しました。

「地域福祉アンテナショップ」では、地域住民等に交流や相談、居場所等を提供し「全部型」は概ね1週間あたり2日以上かつ1日あたり3時間、「協働型」は概ね1か月当たり2日以上以上の活動を行います。

6 誰もが自分らしく暮らせるよう取組を進めます



現状と課題

(権利擁護)

- ◆身寄りのない高齢者や、親族がいても頼ることができない市民が増えることが予測される中、国は成年後見制度について見直しを検討しています。

(バリアフリー)

- ◆令和6（2024）年4月、「障害者差別解消法」の改正法が施行され、これまで民間企業や団体にとって努力義務だった障害のある人への合理的配慮の提供が法的義務へと変わりました。

(住まい)

- ◆高齢であることや障害があること等を理由に住まいの確保が難しい住宅確保要配慮者に対して、住まいの相談窓口「みんなの住まいサポートたちかわ」が市福祉部門や不動産協力店、関係機関等と連携して、居住相談に努めています。

(予防)

- ◆本市の高齢者施策では、病気や健康のことを考えなくても自然と健康的な行動や生活習慣ができるように、地域や社会を整えるという0次予防の考え方を広めています。

(移動)

- ◆地域福祉に関するアンケート調査では、単身高齢者や75歳以上では、移動手段としてバスの利用率が高く、バス路線の廃止や減便、免許証を返納した後の移動の課題は、フレイル予防や孤立防止の視点でも、早期に対策が取られることが望まれています。
- ◆外出したいと思っても困り事があるために諦めた人は、高齢者だけでなく若年層にも多い傾向があります。
- ◆要介護状態や障害等の理由により単独での移動が困難となった場合でも、社会的孤立の防止に向け必要な外出や余暇を楽しむために、様々な形態の移動手段や支援があり、選択できることが求められています。

(制度の狭間)

- ◆共働き世帯が増え、仕事と子育てや介護との両立に悩む世帯や、家族の世話を過度に行っている子ども・若者（ヤングケアラー）が増えています。
- ◆貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが求められています。
- ◆分野や制度の狭間により既存のサービスでは対象から漏れる人がいます。

(多文化)

- ◆外国人労働者や訪日外国人観光客の増加に伴い、言葉や文化の違いによりマナー等が地域で問題になることがあります。

(自殺対策)

- ◆働き盛りの年代の40歳から59歳までの自殺死亡率・自殺者数が最も多く、人生の悩みや困り事を抱えている人への対応や支援、また若年者の自殺未遂者への支援が求められています。

(再犯防止)

- ◆犯罪を繰り返す人の背景には、安定した職業や住居の確保ができない等があり、社会復帰が困難な状況にあります。誰もが安全・安心に暮らすことのできるまちづくりを推進するために支援が必要です。



ヒューマンライブラリー

ヒューマンライブラリーとは、デンマーク発祥のイベントで、日常の中では触れ合う機会の少ない多様な人々を「生きている本」に見立て、少人数で対話を行うイベントです。

対話を通して相互理解を深め、今まで気づいていなかった自分自身の固定観念や新たな価値観、自分の可能性や強みに気づく時間にもなっています。

地域や福祉について共に考え、共感を生み出す場になっています。



取組の方向性

(権利擁護)

- 判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人等、権利擁護のあり方については、一人ひとりに合った支援構築を地域づくりの視点を持って進めるとともに、市民後見人等の育成や活動支援を行います。また、高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援を進めます。

(バリアフリー)

- ユニバーサルデザインの視点に立った建物等のバリアフリー化を推進するとともに、合理的配慮は身近で誰にも関わることとして、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支えあうことの「心のバリアフリー」への取組を進めます。

(住まい)

- 単身高齢者や生活困窮者をはじめ、市民が安心して日々の生活を営むことができるよう、生活を維持するための基盤となる住まいが確保されるための環境整備に向け、居住支援協議会、居住支援法人等と横断的な支援を進めるとともに、居住に関する課題解決に向けた検討を進めます。

(予防)

- 無意識の健康行動が進むための取組や、ACP等自らの人生を設計し全うするための意思決定支援等の取組を推進します。

(移動)

- 交通弱者に対する移動支援については、既存事業の精査とともに、立川市地域公共交通計画の策定経過を踏まえながら、福祉的な視点にたった支援のあり方を検討していきます。



(制度の狭間)

- 家族の世話を過度に行っている子ども・若者（ヤングケアラー）、ビジネスケアラー等、全てのケアラーに対する分野横断的な相談支援の充実とともに、介護という役割を担いながらも、介護している方自身の人生も大切にしていける支援の普及と実践を進めます。
- 学習支援や子ども食堂等のほか、地域において子ども・若者を軸とした多世代・多文化交流や、体験や経験を増やす機会の提供等、あらゆる分野との協働の取組を進めます。
- 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービスや、制度の狭間を埋める地域の取組等について、関係機関や地域活動団体等と連携し検討します。

(多文化)

- 外国人や外国にルーツを持つ人にも住みやすく、訪れやすいまちづくりを進め、やさしい日本語での説明や多文化交流により相互理解を進めます。

(自殺対策)

- 誰もが自殺に追い込まれないよう、自殺対策を支える人材の育成を進め、各種窓口での相談支援や地域のネットワークを強化し取り組みます。

(再犯防止)

- 犯罪をした人の中で、保健医療、福祉等の支援を必要とする人に対しては、様々な分野が連携して社会復帰支援を行い、地域における包摂力を高めていきます。



「やさしいまちの取組」

立川市では、誰もが地域社会の一員として尊重され、障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくることを目的として「立川市障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」を制定しています。

条例の周知啓発のために「やさしいまちの取組」を行っています。「やさしいまちの取組」とは、障がいについての理解を深め、障がいのある人が困っていることを知ってもらい、困っているときに助け合えるための取組です。

「障がいのある人もない人も暮らしやすい立川を考える会」のメンバーと各地区の地域福祉コーディネーターで、地域のスーパーやコンビニ、金融機関、郵便局などに訪問して、チラシを配布しながら声を届ける活動を行っています。



7 地域の防犯・防災への取組を高めます



現状と課題

- ◆コロナ禍の経験を生かし、新興感染症などの災害級の事態に対する心構えや対策をマニュアル化し備えること等が求められています。
- ◆地震や風水害が発生したときに被害を広めないために市民が地域で取り組めることとして、日頃から防災訓練、避難訓練への参加や、地域で防災マップをつくることなどがあげられています。
- ◆災害時に、自ら避難することが困難な人が取り残されないよう地域の支援の協力が得られる取組や、福祉避難所等の充実が必要です。
- ◆住んでいる地域に満足していない理由に、防犯活動が行われていないことや災害時に助けあう関係づくりが行われていないから、と答えている人がやや多い傾向にあります。
- ◆強盗や特殊詐欺等の犯罪が相次ぎ、不安を抱えている人が多くいます。
- ◆防犯・防災への取組強化とともに空き家対策が求められています。

取組の方向性

- 地域住民が主体となって避難所運営マニュアルの見直しや更新等を行えるよう、地域の防災力を高める支援を進めます。
- 防災訓練や防災まち歩き等、災害時に誰もが安全に避難できるルートを確認する取組等を進め、顔の見える関係でいざという時の不安を減らすとともに、災害時に地域住民が互いに助け合う機運を醸成します。
- 避難行動要支援者を把握し個別避難計画を作成することにより、日常的な見守りを行い地域で支える体制を推進し、平常時の見守りと災害時の見守りが連動するしくみづくりを進めます。
- 一人ひとりが防犯・防災を自分ごととして捉え、地域の取組を高める環境づくりを進めます。
- 強盗や特殊詐欺等の犯罪の被害にあわないための、周知啓発を進めます。
- 我が家を空き家にしないためには元気なうちから備えておくことが必要であることを周知し、関係機関と連携していきます。



地域防災学習会

ある日突然やってくる自然災害に備え、日頃からどういう心構えをしておくべきか、市民活動団体である「立川災害ボランティアネット」と協働して学習会を開催しています。一口に“有事の備え”と言っても、何が必要かは人それぞれ。例えば、「マンション防災」では、エレベーター停止時を想定した飲用水・食料品の確保、水洗トイレの注意点等、集合住宅ならではのポイントについて学びました。他にも「ペット防災」「子育て防災」等、さまざまなテーマ・視点から防災と向き合いながら、ご近所同士のつながり・助け合いの大切さについても伝え続けています。



ペット防災チームが地域の避難所運営訓練に参加し、校庭が定位置となるペットの処遇について周知・啓発



8 福祉以外の様々な主体とも連携し、 福祉のまちづくりを進めます



現状と課題

- ◆生活に課題を抱える原因は単一ではなく、様々な問題が複合していることが多く、福祉分野だけでは解決に至らないことがあります。
- ◆人材不足がある一方で、働く意欲はあるものの就労に至らない人がいます。
- ◆犯罪をした人の中には、様々な生きづらさを抱える人が少なくありません。
- ◆まちづくりという楽しくてワクワクする分野からのアプローチに期待が寄せられています。
- ◆社会貢献に取り組むことにより民間企業も元気になる Win-Win な取組が期待されています。

取組の方向性

- 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、福祉の領域にとどまらず、子ども家庭支援、若者支援、多文化共生、産業振興、住宅、まちづくり、司法等様々な分野と連携し、必要な複数の公的サービス、地域活動や民間サービス等を選択して、適切に組み合わせることで解決していくことができる環境整備を進めていきます。
- 様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を目的として、地域や企業等との協働を進め、福祉以外の様々な分野との連携を進めます。
- 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人への社会復帰支援の在り方を、福祉以外の分野とも連携し検討します。
- 地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組を進めるため、多分野の人や団体、企業も集える官民連携のプラットフォームを整備します。
- 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れたガバメントクラウドファンディング（ふるさと納税型クラウドファンディング）等の取組を進めます。



にっぽん多文化共生発信プロジェクト 地域福祉アンテナショップ「BASE☆298」と 電子機器メーカーと武蔵野美術大学

電子機器メーカーと武蔵野美術大学が産学連携で取り組むにっぽん多文化共生発信プロジェクトで、「耳を傾けること」をテーマに地域福祉アンテナショップ「BASE☆298」取材していただきました。このプロジェクトは日本における多文化共生社会の実現へ向けた取り組み取材し、そこでの気づきをさまざまな形で社会に発信・共有するプロジェクトです。

レクリエーションの企画や、実行委員会に参加していただくとともに、映像作品や冊子を作成していただきました。これにより、「BASE☆298」の広報力がアップしました。

今後も多様な領域の方たちと連携し、BASE☆298 の活動の充実と進化につなげていきます。



9 必要な情報を誰もが簡単に

取得できるようにします



現状と課題

- ◆望まない孤独と孤立の問題は一層深刻な社会問題となっており、必要な情報が届くための工夫が必要です。
- ◆「相談先がわからない」という声があり、市民に身近な相談機関の周知促進が求められます。
- ◆福祉サービスを適切に利用するためには、市民が判断、選択するために必要な正しい情報を得られることが大切です。
- ◆災害時等には、必要な情報を誰もが確実に取得できることが重要で、個人によって取得の可否に差がでることは避けなくてはなりません。
- ◆電子を含む様々な媒体で情報を発信するとともに、実際に顔を合わせて情報を発信できる地域活動の場づくりも求められています。
- ◆各地域で様々な活動が行われていますが、それぞれが個々に広報等を行っているので伝わりづらく、関連する情報を一括で把握できるようなしくみづくりも求められています。
- ◆一方で、情報発信しても必要な人に伝わっていないことも多く、誰に向けたものであるのか、ターゲットを絞り働きかける取組も必要です。

取組の方向性

- 「見やすく、使いやすく、分かりやすい」情報提供を進めます。
- デジタル技術を含め、様々な媒体を生かし効果的な情報発信を進めます。
- 子ども、若者の内から、社会で生きていくための必要な社会政策の知識や活用方法を得られる機会を増やしていきます。
- 福祉サービス評価やサービス内容の開示等により、正確な情報を取得できる体制を確保し、利用者が適切なサービスを選択できるよう取り組みます。
- 支援を必要とする人が、必要なサービスを利用することができるために、情報発信に取り組みます。
- 市民、地域活動団体と相談機関等が情報を共有できるしくみを進めるとともに、顔の見える関係の中で情報をやり取りできる場をつくります。
- 日常生活圏域や分野毎の情報を集約し発信できるよう工夫していきます。



スマホでつながる地域の輪 ～富士見町住宅スマホ教室～

「スマホを買ったけど使い方が分からない」「身内と連絡を取りたいが、操作方法が分からない」。地域でこのような会話を耳にすることが増えてきました。自治会や民生委員・児童委員にも同様の相談が入ることが増加したため、富士見町住宅では団地の集会室を活用し、居住者を対象としたスマホ教室を開催しています。自治会役員、民生委員・児童委員、学生ボランティア等が個別で相談対応を行う中で、「私も LINE の使い方が分からないの」等、参加者同士の会話も生まれています。スマホの専門家ではない地域の方が始めた教室が、スマホを使いこなしている若い世代とシニア世代やご近所同士がつながる地域交流の場となっています。



10 地域福祉計画を市民に広く周知し、 協働のまちづくりを進めます



現状と課題

- ◆地域福祉に関する活動へ地域住民の参加が促進されるためには、市民や関係機関等と問題・関心の共有化が必要です。
- ◆どのような計画にそって市政が動いているのか、積極的に調べない限り、市民にとっては知る機会が少ないという声があります。
- ◆市はよい取組をしているのに、それを市民に伝える努力が足りないという声があります。

取組の方向性

- 市広報やホームページ等で地域福祉計画を周知するとともに、シンポジウムやフォーラム、イベント等の開催により地域福祉計画をより知ってもらう機会をつくります。
- 地域福祉計画のダイジェスト版を作成し、図書館や学習館、地域包括支援センター等に配置し、市民に広く周知します。
- 計画の進捗管理を行い、市民に広く伝わるよう工夫します。



ご近所の輪も広げた「立川市民科」

市内小中学校では地域に根ざした探究的な学習を通し、主体的に考え行動できる市民を育成する「立川市民科」の授業が行われています。とある市内小学5年生の「立川市民科」では、大学の先生や若者支援団体、地域包括支援センター、地域福祉コーディネーターの話から、「地域のつながりの希薄化」に対して、自分たちに何ができるか考え、住民同士が交流する「地域交流会」を企画しました。児童からの誘いにこたえたご近所の方や地域でサロン活動をしている方など、延べ65名が学校に足を運び、楽しい時間を過ごしました。交流会参加者からはお礼の手紙が届いたり、「まちで見かけたら声をかけてね」と感想が寄せられたりしました。小学校周辺のご近所で顔なじみの関係が広がりました。



第3節 取組項目



地域福祉推進のための3つの目標を達成するために10の推進事項があります。各課での取組が、ひとつの推進事項に紐づくというよりは、多くの推進事項につながっており、それら取組が包括的につながり相乗効果を生むことで、推進事項の実現に向かっていくような取組内容となっています。各課取組の名称と内容を記載し、対応する推進事項を示します。

取組項目の見方

取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項（略称）
相談支援包括化推進員の配置	・複雑化・複合化した課題等への対応のため、制度ごとの相談支援機関を総合的に協働事業を担っています。談者本人の複合化し、育歴などを見立てを関係等と連	地域福祉課	②相談体制 ④担い手支援
地域福祉計画の周知	・市ホームページやSNSなどに計画の内容を掲載し、市民への周知に努めます。	地域福祉課	⑩情報取得
総合的な見守りシステムの構築	・地域の見守り情報をしっかりキャッチするため、連絡先不明の通報・相談・安否確認専用ダイヤルとして「見守りホットライン」を開設 ・庁内にお ・民生委員 ・ネーター、 ・家庭支援セ ・ターなどを ・ライフラ 医療機関へ り網を紡ぎ、 守りネットワ ーク事業」を	地域福祉課	③つながり・支えあい ⑧福祉以外との連携

各推進事項を実現するための取組の名称と内容

主に担当する所管部署と、「10の推進事項（第2節掲載）」のうち、対応する事項

10の推進事項	略称
①地域共生社会の実現を目指した地域づくりを進めます。	①地域づくり
②「つらいときには助けを求めていい」身近に相談できる体制をつくりま	②相談体制
③つながり・支えあいの充実に向け取り組みます。	③つながり・支えあい
④地域活動の担い手を支援します。	④担い手支援
⑤「わたしにもできそう」一人ひとりのできることを活かし、みんなが活躍できる場をつくりま	⑤活躍の場
⑥誰もが自分らしく暮らせるよう取組を進めます。	⑥自分らしく
⑦地域の防犯・防災への取組を高めます。	⑦防犯・防災
⑧福祉以外の様々な主体とも連携し、福祉のまちづくりを進めます。	⑧福祉以外との連携
⑨必要な情報を誰もが簡単に取得できるようにします。	⑨情報取得
⑩地域福祉計画を市民に広く周知し、協働のまちづくりを進めます。	⑩計画周知



取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項 (略称)
さまざまな媒体による 情報発信	広報たちかわ、ホームページ、SNS などの各種媒体で、アクセシビリティ が確保された情報提供を行います。誰 もが「見やすく、使いやすく、分かり やすい」情報発信を職員1人ひとりが実 践していきます。	広報プロ モーション 課	⑨情報取得
「声の広報」の発行	「広報たちかわ」の内容をカセット テープおよびCDに録音し、視覚障害 者で希望する市民に無料で送付してい ます。	広報プロ モーション 課	⑨情報取得
カウンセリング相談事 業	生き方や人間関係、DV被害、その他 様々な不安や悩みごとの相談を、面接 や電話で実施します。	男女平等推 進課	②相談体制
地域の安全・安心推進 事業	青色防犯パトロール活動の実施や地域 の防犯活動に対する支援、立川見守り メールの配信を行います。	危機管理課	④担い手支援 ⑦防犯・防災 ⑨情報取得
避難所運営支援事業	毎年度3地区を重点地区として、避難 所運営連絡会を開催して、避難所運営 マニュアルの更新等、避難所運営体制 を整えるため、避難所運営組織の活動 を支援します。	防災課	⑦防犯・防災
子ども食堂推進事業	民間団体等が行う地域の子どもたちへ の食事や交流の場を提供する取組につ いて、安定的な実施環境を整備し、地 域に根差した活動を支援するととも に、子ども食堂の開催を通じて家庭の 生活状況を把握し、必要な支援につな げます。	子ども政策 課	①地域づくり ②相談体制 ③つながり・支えあい ④担い手支援 ⑧福祉以外との連携
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん 事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての 家庭を保健師、助産師など子育てに関 する専門の知識をもつ職員が訪問し、 子育ての相談や子育て支援事業につ いて説明します。	子ども家庭 センター	②相談体制 ⑥自分らしく
親と子の健康相談事業	妊婦や子育て中の保護者を対象に保健 師、助産師など専門の知識をもつ職員 が、市公共施設において乳幼児の身長 や体重測定、発育や発達、育児、母乳 や離乳食、歯科などの相談を実施しま す。	子ども家庭 センター	②相談体制 ⑥自分らしく
子ども家庭総合相談事 業	・子どもと家庭の相談に応じ、虐待通 告対応や課題を抱えた家庭への個別支 援などを行います。 ・「立川市子ども支援ネットワーク (要保護児童対策地域協議会)」の小 地域ネットワーク(ブロック会議) で、気になる子どもと家庭の見守り を行います。 ・市民型ソーシャルワーカーの自主団 体と子ども家庭センターが協働し、ボ ランティアによる訪問活動(ファミ リーフレンド事業)を行います。	子ども家庭 センター	②相談体制



取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項 (略称)
子育て支援啓発事業	子育て講座の開催、子育て便利帳など子育て情報提供、情報誌（ほほえみ）の発行などの啓発事業を進めます。	子ども家庭センター	⑨情報取得
ファミリー・サポート・センター事業	子育てを助けてほしい人とお手伝いしたい人が会員になって互いに助けあう子育て支援のサービスを提供します。	子ども家庭センター	③つながり・支えあい ⑤活躍の場
5歳児相談事業	市内の幼稚園及び保育園の5歳児（年中クラス）の保護者のうち、子どもの発達に気になることがある保護者を対象に、専門の相談員が保育園、幼稚園に出向き相談を受け付けます。希望制です。	児童発達支援センター	②相談体制
放課後子ども教室事業	市内の小学校全19校において、子どもたちが安全・安心で自由に活動できる居場所づくりを進めます。地域の方々の交流活動の機会を設けることで、地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	子ども育成課	①地域づくり ③つながり・支えあい ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
子ども若者自立支援ネットワーク事業	社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者を教育、福祉、保健・医療、矯正・更生、雇用、その他の各分野の行政、NPO法人、社会福祉法人等によるネットワークを活用して、支援機関・団体が実施する適切な事業へつなぎます。	子ども育成課	①地域づくり ④担い手支援 ⑧福祉以外との連携
青少年健全育成推進事業	子どもたちの安全・安心を図るため、子ども110番、地域パトロール、さわやかあいさつ運動を推進します。	子ども育成課	③つながり・支えあい ⑦防犯・防災
認可保育所第三者評価（認可保育所運営）	市内私立保育園での定期的な第三者評価の実施を促します。	保育課	①地域づくり ④担い手支援 ⑥自分らしく
地区健康活動推進事業	「健康フェア」の支援ほか、健康づくり推進員（健康ささえ隊）による地区の健康活動を推進します。	健康推進課	③つながり・支えあい
いのち支える自殺総合対策事業	「誰も自殺に追い込まれることのない立川市の実現」を基本理念とした「立川市第2次いのち支える自殺総合対策計画」に基づき、様々な自殺総合対策事業を行います。	健康推進課	②相談体制 ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携 ⑨情報取得
地域支え合いネットワーク事業	地域包括支援センターを拠点に、地域のボランティアによる高齢者の見守りや軽微なお手伝い（ちょこっとボランティア）を行い、支えあいの地域づくりを推進します。また、高齢者の異変を早期に発見できるよう市民に対し啓発を行い、安否確認などにつなげます。	高齢政策課	①地域づくり ③つながり・支えあい ⑥自分らしく
介護教室（地域包括支援センター業務）	介護予防教室ほか、介護教室や介護者の集いなどを開催します。	高齢政策課	②相談体制 ③つながり・支えあい ⑥自分らしく



取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項 (略称)
地域包括支援センター等での総合相談事業	地域包括支援センターで介護、健康、医療、福祉、生活等の相談対応を行います。	高齢政策課	②相談体制
高齢者虐待防止ネットワーク連絡会の開催	高齢者の虐待防止や虐待を受けた高齢者の保護等を行うための連絡会を開催します。	高齢政策課	①地域づくり ②相談体制 ⑥自分らしく
虐待対応担当者連絡会の開催	高齢者、障害者、児童、配偶者間などにおける虐待について、組織横断的に認識を深め、虐待の防止及び適確な対応を図るため、関係各課、地域包括支援センター、社会福祉協議会の職員で構成する連絡会を開催します。	高齢政策課	①地域づくり ②相談体制 ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
認知症の早期発見・初期支援、認知症の方の家族への支援	地域の医療機関による「もの忘れ相談事業」により認知症の治療が必要かどうかの初期相談を無料で行います。認知症の方の家族を支援するため「徘徊高齢者家族支援サービス」（徘徊探知機利用助成）、「認知症高齢者家族会」の開催を行います。また、新たに認知症地域支援推進員を配置し、認知症初期集中支援チームを設置することにより早期発見・初期支援の充実を図ります。	高齢政策課	①地域づくり ②相談体制 ③つながり・支えあい ⑥自分らしく
高齢者支援ネットワーク体制の維持	支援困難ケースなどについて、地域包括支援センター、福祉相談センター、地域あんしんセンターたちかわ、保健所等の関係機関と連携し、個々のケースに対応します。また、各業務の連絡会を定期的に行い、ネットワークの充実を図ります。	高齢政策課	①地域づくり ④担い手支援 ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
地域ケア推進会議の開催（地域包括支援センター事業）	地域ケア会議の開催によるセンター・関係機関間の情報共有と課題解決を行います。参加者は包括職員、高齢政策課、介護保険課、健康推進課、多摩立川保健所、社会福祉協議会、医療機関ソーシャルワーカー、地域ケア関係機関等です。	高齢政策課	①地域づくり ④担い手支援 ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
小地域ケア会議の開催（地域包括支援センター事業）	市内各福祉圏域で小地域ケア会議を開催し、エリア内の関係者の情報交換などを通してネットワーク化を進めます。	高齢政策課	①地域づくり ④担い手支援 ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
認知症サポーター養成講座	認知症に関する知識を普及するため、地域包括支援センターなどが各地で開催します。自治会、老人クラブ、企業、学校等とも連携して進めます。	高齢政策課	①地域づくり ③つながり・支えあい ④担い手支援 ⑤活躍の場 ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
キャラバンメイト養成研修	認知症サポーター養成講座の講師役となる人材としてキャラバンメイトを養成します。	高齢政策課	①地域づくり ④担い手支援 ⑤活躍の場



取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項 (略称)
家具転倒防止器具の取り付け	高齢者のみ世帯などに対して、家具転倒防止器具の取り付け支援を行います。	高齢政策課	⑦防犯・防災
高齢者の権利擁護	高齢者虐待の防止・予防、消費生活被害の防止・予防、成年後見制度利用促進に向けた取組を推進します。	高齢政策課	②相談体制 ⑥自分らしく
高齢者集合住宅対策事業	シルバーピア住宅における生活援助員による見守りを行っています。	高齢政策課	⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
介護支援専門員等への研修の実施	ケアマネジメントの質の向上を図り、良質かつ適正な介護保険サービスが提供されるよう、介護支援専門員研修等を開催します。	介護保険課	④担い手支援
介護保険事業者連絡会等の開催	介護保険サービスの質の向上を目的として介護支援専門員や各介護保険サービスの事業者連絡会を開催します。	介護保険課	④担い手支援
地域密着型サービス運営推進会議	利用者、地域包括支援センター職員、地域住民の代表からなる運営推進会議でサービス提供内容等について評価することで、地域に開かれたサービスとして質の向上を図ります。	介護保険課	①地域づくり ④担い手支援 ⑥自分らしく
高齢者グループホーム第三者評価支援事業	高齢者グループホームの第三者評価の実施支援を行います。	介護保険課	①地域づくり ④担い手支援 ⑥自分らしく
障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会事務	障害を理由とする差別に関する紛争の解決に向け、調査及び審議を行います。また、障害者差別解消に向けた効果的な取組の推進や評価等を行います。	障害福祉課	①地域づくり ④担い手支援 ⑥自分らしく
自立支援協議会（障害者総合支援法関連事業）	障害者の相談支援事業をはじめとしたシステムづくり、障害者の自立した生活と就労に向けた検討及び関係者のネットワークの構築をめざします。	障害福祉課	①地域づくり ⑥自分らしく
障害者施策推進委員会事務	障害者施策の推進及び計画の策定・見直し等について、意見聴取や協議等を行います。	障害福祉課	①地域づくり ⑥自分らしく
地域活動支援センター事業	精神障害者が地域で暮らし続けるための相談支援を、市内2か所の事業所に委託して実施しています。	障害福祉課	②相談体制 ⑥自分らしく
障害者生活支援事業	障害者が地域で暮らし続けることを目的に、ピアカウンセラーによる相談支援を、市内の事業所に委託して実施しています。	障害福祉課	②相談体制
障害者スポーツ大会（相互理解・相談等事業）	障害者と健常者がスポーツを通して交流と相互理解と親睦を深めます。	障害福祉課	①地域づくり ③つながり・支えあい ⑥自分らしく



取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項 (略称)
ふれあいの広場	障害者（児）の社会参加を促し、障害者同士の相互理解と親睦を深めるため、一般公募及び市内の障害者団体に呼びかけ日帰りレクリエーションを実施します。	障害福祉課	①地域づくり ③つながり・支えあい ⑥自分らしく
障害者就労支援事業	障害のある就労希望者に各種支援を行うことで一般就労に結びつけるとともに、職場訪問等による職場定着に向けた支援を行います。	障害福祉課	⑤活躍の場 ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
精神障害者支援啓発事業	精神障害者に対する正しい知識の普及啓発を行い、精神障害者の社会復帰や自立、社会参加を促進するために、パンフレットの作成・講演会・講座を開催します。	障害福祉課	①地域づくり ⑥自分らしく ⑨情報取得
障害者参加型サービス活用事業	障害者の主体的な自立生活を支援し、地域における障害者福祉の増進を図るため、障害者が主体となっている団体が提供する福祉サービス事業を支援します。	障害福祉課	①地域づくり ⑥自分らしく
障害者週間運営事業	障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を目指し、障害者支援に関わる団体等と緊密に連携しながら啓発事業を実施します。	障害福祉課	①地域づくり ⑥自分らしく
障害者差別解消等啓発事業	障害及び障害のある人に対する理解を深め、差別解消や合理的配慮の提供を促進するための普及啓発に取り組みます。	障害福祉課	①地域づくり ⑥自分らしく ⑨情報取得
地域生活支援拠点事業	介護者不在となった重度化・高齢化した障害者を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。そのために、①相談機能②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会及び場④専門的人材の確保・養成を整備します。	障害福祉課	①地域づくり ②相談体制 ⑥自分らしく
基幹相談支援センター事業	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、①総合的・専門的な相談支援の実施②地域の相談支援体制の強化の取組③自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組・協議会の事務局を担った上で、関係機関との緊密化の取組を行います。	障害福祉課	①地域づくり ②相談体制 ⑥自分らしく
障害者の権利擁護	判断能力が不十分な方で、成年後見制度の活用が必要であり、市長の申立てによる審判を裁判所に行うことが適当と判断される場合に、手続きを進めることにより後見人等が選任されます。	障害福祉課	②相談体制 ⑥自分らしく
障害者虐待防止センター事業	障害福祉課に障害者虐待防止センター機能を持たせるとともに事業の一部を社会福祉協議会などに委託し、障害者への虐待の通報・届出を受け付け、解決に向けての行動と、虐待防止に向けての広報啓発を実施します。	障害福祉課・社会福祉協議会	②相談体制 ⑥自分らしく



取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項 (略称)
「たちかわの福祉」の発行	立川の福祉サービスの内容をまとめた「たちかわの福祉」を発行し、関係機関・団体に配布するとともに希望する市民への配布、ホームページへの掲載を行います。	福祉総務課	④担い手支援 ⑨情報取得
東京都福祉のまちづくり条例事務	「東京都福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づく指導・助言により、民間建築物等のバリアフリー化を推進します。	福祉総務課	⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
指導検査事業	指導監査等を実施することにより、社会福祉法人の健全な組織運営の確保、障害福祉サービス等質の確保及び自立支援給付の適正化を図ります。	福祉総務課	①地域づくり ④担い手支援 ⑥自分らしく
老人クラブ活動支援 (老人クラブ補助金事業)	仲間づくりのほか、社会奉仕活動、健康づくり、友愛活動などを通して社会参加と生きがいづくりを行う老人クラブを支援します。	福祉総務課	①地域づくり ③つながり・支えあい ④担い手支援
シルバー大学(社会参加と生きがいづくり促進事業)	高齢者が健康を維持・増進しながら、寝たきり予防を目指し、高齢期の生活を生き生きとした豊かなものにするためのさまざまな講座を開設します。	福祉総務課	⑤活躍の場 ⑥自分らしく
子どもの学習・生活支援事業	家庭に経済的なゆとりがないなどのさまざまな事情で、落ち着いて学習をする習慣を身に付けることが難しい中学生を対象に、市内5カ所で無料の学習塾を開催します。 子どもに関する保護者相談も行っています。	生活福祉課	⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
生活困窮者自立支援事業	「生活困窮者自立支援法」に基づき、社会福祉協議会内の「立川市くらし・しごとサポートセンター」において、生活困窮者に対する自立相談支援事業、住居確保給付金の支給などを行います。	生活福祉課・社会福祉協議会	②相談体制 ⑥自分らしく
相談支援包括化推進員の配置	・複雑化・複合化した課題等への対応のため、制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートする多機関協働事業を担う相談支援包括化推進員を配置しています。 ・相談支援包括化推進員は、相談者本人のみならず、世帯全体の複雑化・複合化したニーズを捉え、解きほぐし、生育歴などの背景も勘案した本質的な課題の見立てを行うとともに、様々な相談支援機関等と連携しながら支援していきます。	地域福祉課	②相談体制 ④担い手支援 ⑥自分らしく



取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項 (略称)
行政内部の連携体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携会議に相談支援部会・地域づくり部会を設置し、包括的な相談支援体制及び横断的な地域づくりの取組の検討を進めます。 ・社会福祉法の支援会議を開催し、複雑化・複合化した世帯の課題に対して関係部署間の支援方針の共有と役割分担を行います。 	地域福祉課	②相談体制
地域福祉計画の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画を市民に広く周知し、計画に対する市民の理解を深めます。 ・市ホームページやSNSなどに計画の内容を掲載し、市民への周知に努めます。 	地域福祉課	⑨情報取得 ⑩計画周知
総合的な見守りシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の見守り情報をしっかりキャッチするため、連絡先不明の通報・相談・安否確認専用ダイヤルとして「見守りホットライン」を開設しています。 ・安否確認や保護が必要となった場合には、庁内における情報の共有を進めます。 ・民生委員・児童委員や地域福祉コーディネーター、地域包括支援センター、子ども家庭支援センター、障害者虐待防止センターなどを通じ、地域の見守りを育んでいきます。 ・ライフライン事業者等の民間事業などや医療機関への協力要請により、新たな見守り網を紡ぎ、広げるため、「立川市地域見守りネットワーク事業」を進めます。 	地域福祉課	③つながり・支えあい ⑧福祉以外との連携
民生委員等関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者などの実態把握に努めるほか、支援の必要な住民からの相談・支援などを行います。 ・相談対応での福祉サービスの利用についての必要な情報提供を行います。 	地域福祉課	②相談体制 ③つながり・支えあい ⑨情報取得
西武立川駅内展示スペースの活用	市内で地域福祉の活動をする団体の申請に基づき、西武立川駅自由通路の展示スペースに市民の作品などの展示、地域活動のポスター掲示を行います。	地域福祉課	⑨情報取得
福祉有償運送	NPO法人などが有償で行う移送サービスが適切に継続できるよう、「多摩地域福祉有償運送運営協議会」に参加することで、障害者や高齢者等移動困難者の移動手段を確保します。	地域福祉課	⑥自分らしく



取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項 (略称)
地域福祉アンテナショップの設置	<ul style="list-style-type: none"> 誰もがふらっと立ち寄れる、地域住民にとって身近な交流・相談・活動などの多機能拠点として「地域福祉アンテナショップ」を設置しています。 「地域福祉アンテナショップ」には全部型アンテナショップと協働型アンテナショップの2類型があります。 様々な人が出入りすることで、出入りする一人ひとりが役割を持って活躍ができる場づくりにつながると考えられ、「地域福祉アンテナショップ」の拡充を進めています。 	地域福祉課・社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ①地域づくり ②相談体制 ③つながり・支えあい ④担い手支援 ⑤活躍の場 ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携 ⑨情報取得
地域懇談会の開催	地域懇談会を開催するなかで地域課題の把握と取組を推進します。	地域福祉課・社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ①地域づくり ③つながり・支えあい
地域福祉コーディネーター配置事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域のさまざまな団体（自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人等）と連携し、地域住民の相談に応じて必要なサービス、機関等につなげるとともに、それら団体などによるネットワークづくりを進めます。また、地域生活課題解決に向けてふれあいと支えあいのあるまちづくりを進めます。 制度上のサービスだけではカバーできない地域生活課題を解決するために、住民が互いに支えあえる身近な地域での活動を企画し、地域住民の参加と交流を促進します。 自治会や民生委員・児童委員など地域のさまざまな団体、人材をはじめ、住民が地域生活課題に目を向け、気づき、考え、手を携えて課題解決の取組に参加できるように地域の人材を発掘し、さまざまな活動の核となるよう育みます。 	地域福祉課・社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ①地域づくり ②相談体制 ③つながり・支えあい ④担い手支援 ⑥自分らしく
支えあいサロン活動の促進	高齢者や障害者、子育て中の親などが孤立しないように定期的に集う場所（サロン）づくりを行っています。	地域福祉課・社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ①地域づくり ③つながり・支えあい
避難行動要支援者対策事業	避難行動要支援者を把握し、個人情報保護に配慮したうえで、関係機関などで情報の共有を図るほか、災害時に支援するためのしくみづくりを行います。	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ③つながり・支えあい ⑦防犯・防災 ⑧福祉以外との連携
成年後見・福祉サービス総合支援事業	日常生活自立支援事業や成年後見制度推進機関として、成年後見人などのネットワークづくりや支援、法人後見等を実施している「地域あんしんセンターたちかわ」と連携し、判断能力の十分でない方たちが福祉サービスを利用する際の支援を行います。また、保証人のいない判断能力の十分でない高齢者の方などを対象に、たちかわ入居支援福祉制度を実施します。市民後見人の育成を推進します。	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ①地域づくり ②相談体制 ④担い手支援 ⑥自分らしく



取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項 (略称)
社会を明るくする運動	保護司会を中心に、民生委員・児童委員、青少年健全育成地区委員会、BBS会、社会奉仕団体など幅広い関係者と協働して、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動を推進します。	地域福祉課	①地域づくり ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
地域猫活動推進事業	飼い主のいない猫による地域でのトラブルの解消のため、地域やボランティア団体との協働による地域猫活動を推進していきます。	環境政策課	③つながり・支えあい ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
喫煙対策事業	喫煙マナーアップ実行委員会などによる喫煙制限条例の周知啓発活動を進めます。	環境政策課	⑧福祉以外との連携 ⑨情報取得
ごみ出し支援事業	身体的な理由などで資源やごみをごみ出し場所まで運ぶことが困難な方について、一定の要件を満たす場合に、シルバー人材センターの支援員が玄関前からごみ出し場所までごみなどを運びます。	ごみ対策課	③つながり・支えあい ⑤活躍の場 ⑥自分らしく
ごみ出しサポートシール事業	ごみ出しが困難な世帯の支援を行っているヘルパーや別居のご家族等を対象に、交付されたシールを蓋付きの任意の容器に貼り、容器内にごみ等を入れることで収集日以前に排出することができるようにします。	ごみ対策課	⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
バリアフリー化推進	立川市福祉のまちづくり指針に基づき歩道の巻込み部の段差解消などを行います。	道路課	⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
視覚障害者対策	立川市福祉のまちづくり指針に基づき視覚障害者誘導用ブロックの設置を進めます。	道路課	⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
放置自転車クリーンキャンペーン事業等 (自転車対策)	立川駅南北商店街と協働して、市民や来街者に対し、放置自転車防止への協力を呼びかけるキャンペーンを行うとともに、自転車利用者のマナーの向上に向けて自転車整理指導を実施します。	交通企画課	⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
孤独・孤立対策就労支援事業	地域の事業者と連携して就労支援を行うことで、一人ひとりが自分らしく活躍できるよう支援します。	産業観光課	⑤活躍の場 ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
コミュニティバス運行	路線バスの補完、市民生活密着施設へのアクセス及び交通不便地域の利便性向上などを目的に、コミュニティバス「くるりんバス」の運行を行うとともに、日常の市民・地域活動や都市活動の活性化を推進します。	地域公共交通担当課	⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携



取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項 (略称)
消費生活相談事業	消費生活相談員が、事業者との間で生じた契約トラブル等の相談に応じ、問題解決のための情報提供や助言、あつせん、必要に応じ専門家へつなげます。 また、消費者被害の発生・拡大防止に向け、消費生活センターで発行している事例集や広報、ホームページへの掲載、消費者庁や国民生活センターで発行されている啓発文書を活用し、周知に努めます。 消費者安全確保地域協議会では、見守りネットワークを活用しながら、地域包括支援センター等と連携をし、消費者被害の未然・拡大防止及び被害回復を図ります。	くらし相談課	②相談体制 ⑦防犯・防災 ⑨情報取得
市民相談事業	市民の日常生活の心配ごとに対し、弁護士や税理士等による無料専門相談を実施し、課題の解決につなげます。 また、初期相談の窓口として、どこに相談したらよいかわからない問題等に対し、庁内の担当部署や関係機関を案内します。	くらし相談課	②相談体制
犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者等支援の総合的対応窓口として、庁内関係部署・関係機関等との連携を進めながら犯罪被害者等の気持ちに寄り添う相談体制を構築し、支援に取り組みます。	くらし相談課	②相談体制
民間木造住宅耐震化推進事業	昭和56年以前建築された民間木造住宅を対象として、耐震診断（無料簡易耐震診断・精密耐震診断）、耐震改修工事の助成を行い、耐震化の推進を図ります。	住宅課	⑦防犯・防災
居住支援事業	不動産・居住支援・その他関係団体等と連携し、立川市居住支援協議会を運営し、住宅確保要配慮者が入居しやすい賃貸住宅の供給促進を図ります。	住宅課	②相談体制 ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
多文化共生関連事業	「世界ふれあい祭」などで気軽に外国人市民と日本人市民がコミュニケーションでき、日本人が世界の文化に触れる機会を創出します。	市民協働課	①地域づくり
子ども未来センター市民活動機能事業	旧庁舎跡施設を活用した子ども未来センターの協働事務室を拠点に、市民活動団体間の連携促進と人材の育成、施設のにぎわいづくりを進め、市民活動の向上を支援します。	市民協働課	①地域づくり ④担い手支援
協働のまちづくり推進事業	連携・協働の視点で行うNPO法人や市民団体の応募事業を審査し、事業費を助成します。	市民協働課	④担い手支援
自治会などへの協力依頼	地域自治会集会所などを地域における交流の場として活用できるよう、集会所の活用について協力を依頼します。	市民協働課	①地域づくり ③つながり・支えあい ④担い手支援



取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項 (略称)
自治会等への支援事業 (自治会補助金)	自治会活動の活性化と地域の安全安心や良好なコミュニティの形成につなげるため、自治会が地域活動に取り組むための経費や防犯灯の維持に要する経費、配布物等の回覧に要する経費等の一部を補助します。	市民協働課	①地域づくり ③つながり・支えあい ④担い手支援
コミュニティ備品貸出 事業	地域のコミュニティづくりのために行う文化、レクリエーション等の行事で利用するポップコーン機、綿菓子機、太鼓、集会用テント、紅白幕等の備品を貸出します。	市民協働課	④担い手支援
ボランティア・市民活 動センター事業	「市民活動センターたちかわ」と連携し、情報コーナーやホームページ、SNS等による情報提供、各種研修・相談事業等を行い、NPO法人やボランティアなど、公益性のある活動を志す市民や市民活動団体を支援します。	市民協働 課・社会福 祉協議会	①地域づくり ④担い手支援 ⑤活躍の場
教育相談事業	子育ての不安や心配事、子ども自身の悩みについて、心理職の相談員が、面接や電話相談により、問題解決・改善を支援します。	教育支援課	②相談体制 ⑥自分らしく
教育事業事務	スクールソーシャルワーカーを配置し、いじめや不登校、児童・生徒の心のケア等への対応を行うことで、児童・生徒、保護者等が抱える課題の解決及び学校生活の充実につなげます。	指導課	②相談体制 ⑥自分らしく
特色ある学校づくり (教育事業事務) 障害者参加型サービ ス活用事業 学校を核とした市民学 習支援	・総合的な学習の時間や立川市民科の取組で、ボランティア体験や施設訪問等の取組を進めます。(小・中学校) ・ピアカウンセリングや個別プログラム支援を中心とする障害者参加型サービス活用事業を活用し、小中学校などへの出前講座を実践します。 ・小・中学校、高等学校を核にして、児童・生徒と地域住民が学び、交流し合う授業づくりのコーディネートを実施します。総合的な学習の時間のプログラム支援や都立高校の奉仕の時間のプログラム作成・企画支援を行います。	指導課・障 害福祉課	①地域づくり ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
読書バリアフリーサー ビス	視覚障害など、通常の図書館利用に障害のある方への読書バリアフリーサービスについて、利用案内、図書館のホームページ、X、声の広報等を通じて情報を提供しています。	図書館	⑥自分らしく ⑨情報取得



取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項 (略称)
市民交流大学運営事業	たちかわ市民交流大学は、市民企画講座、団体企画型講座、行政企画講座を3つの柱として、横断的な機能・機構のもとに講座事業を集約することにより、市民に多様な学習の機会と場を提供し、「生涯学習からはじまるまちづくり」をめざして、市民力を生かした講座事業を展開します。	生涯学習推進センター	④担い手支援 ⑤活躍の場
青春学級事業	義務教育を終了した中軽度の知的障害者を対象に、ボランティアや地域の人たちとの親睦や交流、社会的自立、地域での共生、ノーマライゼーションを推進します。	生涯学習推進センター	①地域づくり ③つながり・支えあい ⑤活躍の場 ⑥自分らしく
高齢者対象事業	地域学習館や学習等供用施設で、健康体操、コーラス、学習会などを実施します。高齢者が楽しく、元気に健康づくりや仲間づくりを行うなど地域社会の活性化に寄与します。	生涯学習推進センター	①地域づくり ③つながり・支えあい ⑤活躍の場 ⑥自分らしく
生涯学習市民リーダー登録制度事務	知識や経験、技術などを持つ方を「生涯学習指導協力者（市民リーダー）」として登録し、学習グループや地域のイベントなどに指導者として紹介するとともに、生涯学習などの施策への活用を図ります。	生涯学習推進センター	④担い手支援 ⑤活躍の場
生涯学習人材育成研修	たちかわ市民交流大学市民推進委員会、生涯学習市民リーダーの会、地域学習館運営協議会と連携し、立川市の生涯学習の推進役となるような市民の育成を図ります。	生涯学習推進センター	④担い手支援 ⑤活躍の場 ⑧福祉以外との連携
福祉学習事業	手話体験教室や知的障害、精神障害などに関する講座を開催し、障害への理解を深め、ノーマライゼーションの促進を図る学習の機会を設けます。	生涯学習推進センター	①地域づくり ⑥自分らしく